

令和 6 年

議会運営委員会記録

令和 6 年 8 月 2 7 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年8月27日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午後 0時06分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	企 画 部 審 議 監 兼 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あかね
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	渡 部 剛		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和6年和光市議会9月定例会の会期日程等について
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

副議長は、議長に事故等がある場合に議長の職務を行うことから、今後もオブザーバーとして出席を求めることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和6年9月定例会の開会に先立ちまして、大変お忙しい中、議案説明の時間を頂戴しましてどうもありがとうございます。

今定例会につきましては、8月29日に開会すべく、22日に招集告示をさせていただいたところ です。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が1件、専決処分の承認が1件、指定管理者の指定が2件、後期高齢者医療広域連合規約の変更が1件、条例の一部改正が4件、市道路線の認定が1件、補正予算が6件、歳入歳出決算の認定等が7件、追認が9件の合計34件の審議をお願いするものでございます。

特に、議案第73号から第81号までの9件の議案につきましては、法令等に基づき事務を行わなければならないのにもかかわらず、議会の議決を経ずして行われたものであり、市に対する市民の皆様の信頼を著しく損なうこととなりましたことを心よりおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時32分 休憩）

再開します。（午前 9時33分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会9月定例

会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案32件です。

提出議案の説明をお願いします。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第6号、継続費の精算報告について説明いたします。

令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した南浄水場高圧受電盤更新事業について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、地方公営企業法の規定により継続費の精算について報告するものでございます。

次に、報告第7号、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

本報告は、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

次に、議案第50号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の山田実氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号）については、デフレ脱却のための総合経済対策給付金事業において、想定よりも支給対象者が増加したことに伴い不足が見込まれる費用を増額するとともに、その財源として国庫補助金を増額したものでございます。

当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第52号、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

精神障害者の利用する当該施設については、令和7年度から令和11年度までの管理を行わせる指定管理者として、医療法人寿鶴会菅野病院を指定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第53号、和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

高齢者が利用する当該施設については、令和7年度から令和11年度までの管理を行わせる指定管理者として社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第54号、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

次に、議案第55号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、さきに専決処分を行った改正以外について関連規定を整備したいので、地方税法及び地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

次に、議案第56号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市保育認定利用者負担額基準額表に定める第12階層と第13階層の利用者負担額に生じている階層間格差を解消するため、第13階層を細分化し、より所得に応じた利用者負担額に設定するため改正するものでございます。

次に、議案第57号、和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、政府のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制の緩和及び下水道法施行令の一部改正に伴う公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直し並びに別表第2の備考欄に記述する用語の訂正をするため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

次に、議案第58号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法の規定によりこの案を提出するものでございます。

次に、議案第59号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億9,916万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ342億1,376万6,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に要する費用を計上するほか、道路及び水路の維持補修に必要な工事費を増額するなどしております。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のための助成金を計上するほか、令和5年度決算額の確定に伴い前年度歳計剰余金を増額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額については、財政調整基金及び特定目的基金に積立てをしております。

次に、議案第60号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,479万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億8,721万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、郵便料金の値上げに対応するため、通信運搬費を計上するほか、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、さらには令和5年度事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すための増額をしております。

次に、歳入につきましても、令和5年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第61号、令和6年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,192万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出については、令和5年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金を増額しております。

次に、歳入につきましても、令和5年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものとなっております。

次に、議案第62号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,993万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ49億5,928万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

高額介護等予防サービス費給付の増額及び令和5年度の介護給付費や地域支援事業費、低所得者軽減負担金等の実績が確定したことに伴い、国・県支払基金の負担金等の返還及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金等を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

保険給付費の増額分及び令和5年度決算額が確定したことに伴い、国・県支払基金などそれぞれの追加交付分を計上するほか、前年度歳計剰余金を増額補正するものとなっております。

次に、議案第63号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ191万3,000円を減額し、

補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ11億6,747万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

区画整理事業費では、市債利子償還について、償還金の借入利率が確定したことから減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

繰入金では、歳入歳出増減額に合わせて一般会計繰入金を減額するものであります。繰越金においては、令和5年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。

次に、議案第64号、令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第3条に定める営業外収益を79万7,000円増額し、営業外費用を319万5,000円減額するものでございます。

次に、既定予算第4条に定める建設改良費を880万円増額し、企業債償還金を160万1,000円増額するものとなっております。

今回の補正予算では、南浄水場5号排水ポンプ分解整備工事に要する費用を計上するほか、企業債の利率の確定に伴い補正するものとなっております。

次に、議案第65号、令和5年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号、令和5年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5つの議案につきましては、一括して説明いたします。

それぞれの議案については、地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

初めに、議案第65号、令和5年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の26ページを御覧ください。

決算額につきましては、歳入総額364億3,248万3,070円、歳出総額338億5,437万1,375円となり、前年度と比較して歳入は14億329万2,000円、4.0%の増加、歳出は16億7,686万1,694円、5.2%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は25億7,811万1,695円で、翌年度に繰り越すべき財源1億4,914万9,800円を控除しますと、実質収支額は24億2,896万1,895円で、前年度比較では3億5,590万7,594円の減少となります。

次に、議案第66号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

32ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額68億2,501万6,666円、歳出総額64億7,022万3,759円となり、前年度と比

較して歳入は1億8,571万4,333円、2.6%の減少、歳出は1億2,804万9,182円、1.9%の減少となります。その結果、歳入歳出差引額は3億5,479万2,907円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では5,766万5,151円の減少となります。

次に、議案第67号、令和5年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

36ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額9億310万851円、歳出総額9億144万2,599円となり、前年度と比較して歳入は4,993万702円、5.9%の増加、歳出は5,037万9,389円、5.9%の増加となります。その結果、歳入歳出差引額は165万8,252円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では44万8,687円の減少となります。

次に、議案第68号、令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

42ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額46億8,551万3,316円、歳出総額45億1,821万9,539円となり、前年度と比較して歳入は3億6,316万9,260円、8.4%の増加、歳出は3億1,609万69円、7.5%の増加となります。その結果、歳入歳出差引額は1億6,729万3,777円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では4,707万9,191円の増加となります。

次に、議案第69号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

46ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額12億4,273万9,126円、歳出総額12億1,726万6,103円となり、前年度と比較して歳入は4億8,552万7,294円、64.1%の増加、歳出は6億2,055万6,428円、104%の増加となります。その結果、歳入歳出差引額は2,547万3,023円で、翌年度に繰り越すべき財源275万6,873円を控除しますと、実質収支額は2,271万6,150円で、前年度比較では5,549万3,007円の減少となります。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績につきましては、別冊の報告書のとおりとなっております。

次に、議案第70号、令和5年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

まず、地方公営企業法の規定により、令和5年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものとなっております。

収益的収入及び支出では、収入決算額は15億1,592万5,978円で、支出決算額については13億5,783万4,167円となりました。

資本的収入及び支出では、収入決算額は3億435万216円で、支出決算額については8億6,318万7,941円となりました。

このため、当年度は8,378万8,515円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は1億3,373万1,559円となりました。

次に、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から4,000万円を減債積立金へ積立てし、2,717万2,455円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものとなっております。

次に、議案第71号、令和5年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

まず、地方公営企業法の規定により、令和5年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

収益的収入及び支出では、収入決算額は11億7,328万159円で、支出決算額については10億6,916万5,043円となりました。

資本的収入及び支出では、収入決算額は7,164万6,220円で、支出決算額については4億459万8,973円となりました。

このため、当年度は9,978万1,954円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は1億9,445万1,762円となりました。

次に、地方公営企業法の規定に基づき決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分することについては、未処分利益剰余金のうち1億6,673万7,376円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものとなっております。

次に、議案第72号、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、和光市国民健康保険条例第12条の罰則に関する規定について、被保険者証の返還を求める内容を削除するものとなっております。また、第5条に往診または歯科訪問診療の一部負担金に関する規定を追加いたします。

次に、議案第73号から議案第81号までの9件の議案につきましては、議会の議決を経ずに行った財産の取得に関するものとなっております。これらは、いずれも2,000万円以上の財産となりますので、本来であれば地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決が必要となるものであります。しかしながら、議決を経ずに購入契約を締結しておりましたので、このたび追認の議決をお願いするため、これらの案を提出するものとなっております。

それでは、議案第73号、小学校教師用指導書の購入契約の締結について説明いたします。

令和6年度の小学校教師用指導書の購入は、令和6年4月1日に有限会社山屋と契約を締結しており、契約金額は3,464万3,510円、納入場所は和光市内小学校及び和光市教育委員会事務局となっております。

次に、議案第74号、小学校教師用指導書の購入契約の締結について説明いたします。

令和2年度の小学校教師用指導書の購入は、令和2年4月1日に有限会社山屋と契約を締結しており、契約金額は3,217万5,660円、納入場所は和光市内小学校及び和光市教育委員会事務局となっております。

次に、議案第75号、小学校教師用指導書の購入契約の締結について説明いたします。

平成23年度の小学校教師用指導書の購入は、平成23年4月1日に有限会社山屋と契約を締結しており、契約金額は2,330万1,268円、納入場所は和光市内小学校及び和光市教育委員会事務局となっております。

次に、議案第76号、和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について説明いたします。

和光市総合体育館用備品の購入は、平成19年1月29日に株式会社アルファジャパンと契約を締結しており、契約金額は6,594万円、納入場所は和光市総合体育館となっております。

次に、議案第77号、和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について説明いたします。

和光市総合体育館用備品の購入は、平成18年10月24日に初雁興業株式会社と契約を締結しており、契約金額は2,121万円、納入場所は和光市総合体育館となっております。

次に、議案第78号、小学校教師用指導書の購入契約の締結について説明いたします。

平成17年度の小学校教師用指導書の購入は、平成17年4月8日に有限会社山屋と契約を締結しており、契約金額は2,389万5,480円、納入場所は和光市内小学校及び和光市教育委員会事務局となっております。

次に、議案第79号、和光市総合福祉会館用備品の購入契約の締結について説明いたします。

和光市総合福祉会館用備品の購入は、平成17年1月27日に株式会社ラビックスと契約を締結しており、契約金額は4,777万5,000円、納入場所は和光市総合福祉会館となっております。

次に、議案第80号、和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結について説明いたします。

和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入は、平成16年6月24日に株式会社中西製作所北関東支店と契約を締結しており、契約金額は2,541万円、納入場所は和光市立第五小学校となっております。

次に、議案第81号、小学校教師用指導書の購入契約の締結について説明いたします。

平成14年度の小学校教師用指導書の購入は、平成14年5月8日に有限会社山屋と契約を締結しており、契約金額は2,258万4,030円、納入場所は和光市内小学校、和光市教育委員会事務局となっております。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時04分 再開）

まず、議案の先議についてです。

報告第6号及び第7号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、

採決はありません。

この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第50号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第51号は専決処分に関わる案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第54号は先例により委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第52号、第53号、第55号から第81号までの議案、各会計及び事業決算は各常任委員会に付託したいと思います。

なお、決算に関わる総括質疑及び委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託についてお諮りします。

議案第73号から第81号までの追認の議案については、いずれも契約案件であることから、総務環境常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

鎌田副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

ここで、議長から発言を求められています。

安保議長。

○安保友博議長 議案第73号から第81号までの追認の議案の審査方法についてです。

先ほど総務環境常任委員会に付託することを決定したところですが、いずれの議案も文教厚生常任委員会所管の内容が含まれていることから、会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会で実施することとし、審査を一括して行いたいと思いますが、それについて御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○吉田武司委員長 お諮りします。

ただいま議長から、議案第73号から第81号の審査方法について、総務環境・文教厚生両常任委員会が連合して審査を行うための連合審査会を開きたい旨の発言がありました。

議案第73号から第81号の審査方法については、議長からの提案のとおり連合審査会を開くこととし、審査は一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、連合審査会については、9月4日の予算決算常任委員会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ないということでございます。

確認いたします。

議案第73号から第81号の審査については、9月4日の予算決算常任委員会終了後に連合審査会を開催し、議案第73号から第81号の9議案について一括して審査を行うこととします。

また、全議員で審査を行うことになるため、議案第73号から第81号に関わる総括質疑は行わないこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんのでそのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審査しないものに該当しないことから、本会議で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんのでそのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

安保議長。

○安保友博議長 今回郵送で提出された陳情は、令和6年6月26日受理の母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、以上1件でございます。

○吉田武司委員長 ただいま報告された陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので御確認ください。

それでは、付託表の朗読をお願いいたします。

鎌田副委員長。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査はただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告は15人です。

質問時間については、5月7日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は28日間とし、常任委員会を7日間で、第7日及び第23日に予算決算常任委員会を開催し、決算の議案がありますので、第7日、第8日、第9日、第12日、第13日、第14日の6日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催したいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目から3日目までは各4人、4日目を3人としたいと思います。

なお、8月30日、金曜日、9月2日、月曜日、3日、火曜日、19日、木曜日を調査休会、8月31日、土曜日、9月1日、日曜日、7日、土曜日、8日、日曜日、14日、土曜日から16日、月曜日、21日、土曜日から23日、月曜日を休日休会、24日、火曜日を休会としたいと思います。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は9月2日、月曜日の正午までとしたいと思います。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、意見書案についてですが、提出がなかったことを報告します。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議会終了後には掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

以上で、令和6年和光市議会9月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件 7、議会だよりの編集、作成についてです。

まず、11月1日発行予定の議会だよりナンバー126について事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○**工藤議事課長** 議会だよりナンバー126、令和6年11月号の掲載内容について御説明いたします。なお、内容は昨年11月号の市議会だよりを参考にしております。

掲載内容は、令和5年度の決算審査について、9月定例会の主な議案、議会報告会開催のお知らせ、常任委員会、総務環境常任委員会の行政視察、市政に対する一般質問ダイジェスト、トピックスとして8月8日開催、第5区議長会議員研修会、常任委員会の審査、議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細は、9月定例会閉会日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、10月7日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、10月11日開催の議会運営委員会で確定する予定でございます。

○**吉田武司委員長** 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件 9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

前回までの協議で実施日時と決算審査の概要報告及び意見交換会を行うことを決定しております。

まず、前回までの協議内容を踏まえて作成した開催要領（案）をお手元に配付しておりますので、事務局から説明願います。

中村議事課長補佐。

○**中村議事課長補佐** お手元に配付しております和光市議会報告会開催要領（案）を御覧ください。

1年前に開催した議会報告会と前回までの協議内容を基に、本日、開催要領（案）としてお示しさせていただいております。

1、目的は、この要領は、議会の運営状況や審議結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、情報の共有を図るため、全議員出席の下開催する議会報告会に関して必要な事項を定めるものとするとしております。

2、内容として、（1）議会報告、令和5年度決算の審査概要等の報告、（2）市民との意見交換会、テーマは未定となっております。

3、主催は、和光市議会。

4、開催時期及び場所については、開催日時は令和6年11月9日、土曜日、議員集合を午前9時、受付を午前9時30分、開会を午前10時としており、予定所要時間は2時間程度としてお

ります。（２）場所は、和光市役所議事堂３階全員協議会室ほかです。

続きまして、５、次第、（１）進行説明、議会運営委員会委員長、約３分、（２）開会挨拶、議長、３分。（３）議会報告として、予算決算常任委員会委員長から総括的な決算について、約５分、続いて予算決算常任委員会総務環境分科会会長から約１５分、続いて予算決算常任委員会文教厚生分科会会長から約１５分としております。その後、休憩を取りまして、（４）の意見交換会となります。時間は、進行具合で調整することになると思いますが、約６０分を想定しております。（５）閉会挨拶は各ファシリテーターにお願いすることになるかと思っております。

次のページを御覧ください。

次に、６、運営構成については、議会運営委員会が議会報告会の運営を総括する。予算決算常任委員会各分科会は、審査の報告内容を確定する。報告会終了後に議会運営委員会を開催し、各会派の意見等を聴取するとしております。

続きまして、７の役割分担、（１）議長は開会挨拶で報告会の目的などを述べていただきます。（２）議会運営委員長は司会進行、（３）予算決算常任委員会委員長及び各分科会会長は資料原稿の作成及び審査概要の報告、（４）議長、議会運営委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、各分科会会長以外は、次の役割を担い、責任者を１名置くとしておりまして、議会報告及び意見交換会につきまして役割分担の案を事務局のほうで作成させていただいております。

まず、議会報告につきましては、ア、受付案内が待鳥議員、内山議員、松永議員、萩原議員。このうちポスターの作成を内山議員にお願いしたいと思っております。

役割の内容としては、参加者名簿、次第、アンケートの原稿作成。また、受付で資料、次第、アンケート用紙及び用語解説の配付。それから受付で参加者名簿の記入、来場者数のカウント、来場者の案内、また、報告会終了後、アンケート用紙を回収し、集計する。

イ、写真、録画、担当者２名で岩澤議員と齋藤幸子議員。内容としては、写真及びビデオ撮影、市議会ホームページ及びDVD作成用となります。こちらは全体の様子をつかめるものとし、参加者個人が映らないよう配慮する。

続きまして、意見交換会です。ア、会場案内は伊藤議員、片山議員、小嶋議員、待鳥議員。役割としては、意見交換会場への案内、誘導。

イ、記録メモは鎌田議員、富澤議員、３班に分かれる場合は萩原議員。役割としては、ＩＣレコーダーでの録音、意見交換会の要点筆記、また報告会終了後、ホームページに公開する意見交換会の原稿を作成していただきます。

ウ、写真は、内山議員、岩澤議員、３班の場合、齋藤議員。写真撮影を行っていただき、全体の様子をつかめるものとし、参加者個人が写らないよう配慮していただくことになります。

次のページに移りまして、エ、タイムキーパー、こちらも前回同様入れております。松永議員、吉田活世議員、３班の場合、渡邊議員。役割としては、意見交換会中、１人の発言が長くないよう時間管理を行う。

（５）全議員で会場設営及び撤収を行う。

(6) その他として、事務局は、会場及び使用備品の予約、周知手続、ポスターの印刷、用語解説の作成、資料等の確認及び印刷、録画録音機材等の搬入を行うとしております。

続きまして、8番、周知方法ですが、従来どおりの内容としておりまして、経費を極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。「及びお知らせ」とありますが、ポスターは議会運営委員会で決定するものとする。アとしまして、8月1日発行の市議会だよりに掲載、11月1日発行の市議会だよりに掲載、イ、各議員及び市議会のホームページ、イベント情報や市ツイッター等を含む。ウ、新座記者クラブ等への情報提供、エ、各議員による広報掲示板へのポスター掲示及び市内公共施設へのポスター掲示、オ、和光市駅南口駅前広場のデジタルサイネージへのポスター画像の公開。

続きまして、9、意見交換会の対応です。(1) 参加人数により複数のグループに分かれて意見交換を行う。これは案なのですが、10人未満を1グループ、おおむね10から16人を2グループ、おおむね17人以上を3グループと記載しております。後ほど御協議いただければと思います。

(2) あらかじめ以下のルールを設定し、参加者間で合意をしておく。対等な立場で発言する。他者の意見を尊重する。ほかの人が意見を言っているときに意見を挟まない。同じ人ばかりが発言せず、1人1人が意見を持ち発言する。分かりやすい言葉を使う。

(3) 議会運営委員会委員長、各分科会会長、副議長がファシリテーターを務める。これは3グループに分かれた場合でして、1グループのときのファシリテーターは議会運営委員会委員長、2グループのときのファシリテーターは各分科会会長、3グループの場合のファシリテーターは各分科会長及び副議長としております。

(4) 意見交換会の内容を記録して後日公開するため、録音を取るものとする。

続きまして、10、議員の発言。発言は、委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。ただし、意見交換会では議員個人の見解を述べるができるとしております。

11、結果の公表、(1) 市議会ホームページ、市議会だよりでの公表。

(2) 公表内容は報告会終了後、議会運営委員会において整理し、総括する。

最後に、12、留意事項として、来場者による録画、撮影は個人情報保護等の観点を考慮していただいた上で許可するとしております。

その後に続く3枚のページに、意見交換会のグループ分けの案を示させていただいております。まず、1グループの場合、それから2グループ、3グループの場合。

最後に、グループ割をそもそも1つから3つに分けるのではなく、常任委員会ごとでテーマを設定して、常任委員会ごとのグループで意見交換会を行う場合のものになりまして、この場合のファシリテーターは常任委員会委員長、タイムキーパーを副委員長とさせていただいております。

グループ分けについても、テーマと同様、どのようにするのかというのが決まっております

んでしたので、本日御審議いただければと思っております。

○吉田武司委員長 ただいま開催要領（案）について説明がありましたが、意見交換会について常任委員会ごとにテーマを設定するのか、あるいは1つのテーマを決めて参加者数に応じて複数のグループで対応するのか、会派に持ち帰って検討をお願いしておりましたので、各会派から御意見を願います。

公明党、伊藤妙子委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派では、意見交換会は以前やったように人数によって分けるとしたほうがいいのではないかというふうに決めました。委員会ごとに分けた場合、偏りが出るという心配もあるかなと。人数の希望者を募るような場合とか考えられるので、人数によって1グループ、2グループ、3グループと分けるような案でいけたらと思います。

テーマについては、検討事項としてうっかりしてしまいました、すみません。

○吉田武司委員長 やさしい未来へ歩む会、松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会は、前回、意見交換会のときにはグループを常任委員会ごとに分けたほうがいいのではということで提案をさせていただきました。テーマは、例えば総務環境常任委員会であれば、既に視察に行っていらっしゃるので、例えば最近地震とか台風とか多いので、防災もしくは視察をされた自動運転のこと、文教厚生は10月下旬、まさに11月9日の報告会前に行ったばかりですので、例えば地域共生社会とか、子供に関連するテーマがいいのではないかと考えております。

皆さん市民の方々に、そのときに議会だよりのほうにも行政視察の報告はさせていただくんですが、やはり対面での報告をさせていただく上で皆様の御意見をいただきながら、委員会としても来年度例えばどこに視察に行くとか、そういうちょっとした意見もいただければいいかなと思って提案させていただきます。

○吉田武司委員長 続きまして、新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 私どものほうは、人数によって分けるということでもいいのではないかと話しております。常任委員会というのものもあるんですけれども、やはり興味を持たれる方の偏りだとかそういった点も考慮しなくてはということで、グループ分けが今回はいいのではないかとことです。それぞれの委員会ごとでテーマを決めてということも一つのやり方かなということもあるんですが、その辺についてはいろいろ意見が出てなかなか難しい点があるなという点で、ただグループ分けのほうがそれぞれ興味、参加された方がいろいろ意見を言いやすいのではないかなと。

それから、テーマですけれども、テーマを決めるとなかなか参加していただく方の状況等もあるので、参加していただいて、それぞれ興味あることを話ししていただく。例えばの話ですけれども、春というか、そちらでやるときにはテーマを決めて常任委員会なりでやる、秋はそれぞれ御意見といういろいろな考えを聞くというようなやり方もあるのではないかとということで、具体的なテーマについてはなかなか出しにくかったというところであります。今のやさ

しい未来のほうからお話があった常任委員会でテーマ決めるということであれば、参加する方も意見を言いやすいのかなと。ただ、偏りが出た場合はどうするのかなというようなことも意見で出ていたので、その辺で参加していただく方の調整というか人数の偏りが出ないとかそういったことも考えられれば、それも一つの考え方かなと。うちのほうでは、今回はいろいろ御意見があれば、そういったようなのを聞いていろいろとやり取りできればというような話でした。

○吉田武司委員長 続きまして、無所属の会・維新、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私たちとしましては、まず、基本的には総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を軸として行われるのがスムーズかなと考えております。

テーマにつきましては、それぞれの常任委員会の委員長、副委員長で相談して決めていただく形がスムーズかなというふうに考えております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、人数分けについては、来てくれる方がどのような形で来てくれるのか分からないということで、その場で常任委員会とかそういうふうに分けなくて、みんなでうまく分けてできるような形がいいのかなというところで、通常に来ていただいた方をグループ分けしてやったほうがいいということと、テーマについては、今回はテーマをあらかじめ決めて周知すると、そのテーマに沿って来場してくれる方がいるかと思うんですけども、その場でテーマについて、例えば1グループのときにはみんなで話をして、その中で1つのテーマを決めてやる、2つに分かれたときは2グループで1グループ、2グループでそれぞれのテーマを発言してもらって、その中でこのことについて話していきましょうというような形で進めていけたら、よりいい意見とかが出ていいのではないかなというのが本当の意見交換会になるのかなというところで、緑風会としてはそのようにしたほうがいいということでまとまりました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、まとめていきたいと思います。

まず、グループ割については後にして、先にテーマについて決定したいと思いますけれども、テーマについて、各グループ分けにしたときのテーマを決めておくということで、常任委員会に分けたときにはテーマを決めてできると思うんですけども、このテーマについてどうしましょうか。テーマはあらかじめ決めておいたほうがよろしいですか。

松永委員。

○松永靖恵委員 これまでテーマなしという形できたんですが、久しぶりにテーマを決めていたほうが、前回オリンピックの前にテーマを決めていまして、そのときにはその関連する団体をお呼びしたり、あと障害をお持ちの方とかパラリンピックの件もありましたので、テーマを決めておいたほうが皆さんも前もって意見を出しやすいのかなと思います。

○吉田武司委員長 今テーマについて、決めておいたほうがいいということなんですけれども、その中で今度グループ割をするということで、グループ割でもし各常任委員会に分かれたときには違うテーマになるということによろしいのでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどはすみません、私たちの会派で提案したとおり、やはり実際現場を見てこられた方の委員の方たちがそういう現場のお話もできるし、御意見いただいた中でお答えできるのかなと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどありましたように、今回事務局のほうでつくっていただいた意見交換会のグループ割り振り案、2グループ、3グループの場合というのが非常によくつくっていただいているなど感じております。それぞれ1グループ、2グループに総務と文教の方がそれぞれいらっしゃるような形にしているのかなと思います。

内容として、例えばそのテーマでどっちにいきたいかというふうを選ぶのもいいかとは思いますが、例えばこの時間は20分と30分の間は総務の内容で、その後に文教の内容というような感じで、どちらのグループにいたとしても総務と文教のテーマを話せるというようなそういうグループ割にすれば、どっちかに偏ってしまうということがなく、どちらも同じ内容を話せるというふうになるかと思えますし、あと、テーマについても総務と文教の委員長、副委員長を中心に委ねるといいですか、適切なテーマを選んでいただけるようにしていただければスムーズにいくのではないかなと考えております。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 テーマについて、先ほど松永委員のほうから御提案があった視察で行った先の参考にとというのがタイムリーでもあり、お答えにもつながりやすいと思いました。ですので、テーマとしてはそれぞれ視察をしたことを基に、それに絞らなくてもいいかとも思うんですけれども、委員会ごとにテーマ案を出して、そしてグループは総務・文教が交ざったような、事務局がつくってくださった表をもとに総務と文教が交じった1グループ、2グループだとしたら、総務と文教が交じった2グループという中で、テーマは2つぐらい用意しておいて、総務関係のもの、文教関係のものから1つずつというように検討して用意しておくということではないかと思いました。

○吉田武司委員長 まず、今皆さんから御意見をいただいて、グループ割について、もちろん和光市議会としては、せつかくの議会報告会なので17人以上は来てほしいというのはもう皆さん共通の意見だと思うんですけれども、17人以上の場合、やはり2グループだとちょっときつくなる、ほかの人の意見も聞けなくなるというので、やはり事務局の先ほどの説明で17人以上の場合は3グループがいいというところもあるので、このグループ分けについて17人以上、30人とか来ていただくという想定で3グループに分けるというところと、あとそうした場合に、先ほど鎌田委員から発言がありました総務・文教の同じテーマにして、どこのグループに入っ

でも一緒に話を話していきますよというような感じが一番スムーズというか、分け隔てなく意見交換会ができるのかなというふうに思いました。

そして、テーマについては、先ほど松永委員から出ました常任委員会で視察に行った内容について、それをテーマにしてお話ができれば、皆さんそういう意識をもっていればいいのかというふうに感じたんですけれども、皆さんの御意見をまとめると、そのような形で進めればいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。御意見ございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 グループで分けて、総務・文教それぞれが入っていて、どちらじゃないと駄目ということではなく、どちらも対応できるという形で、視察というのもあるんですけれども、1つのテーマだけじゃなくて2つ、3つ、3グループ、1グループというのはテーマは2つ、3つないし4つぐらい、子育てと福祉あるいは防災とまちづくりとかそういうようなテーマで、あとファシリテーターの方は大変なんですけど進行を務めていただいて、極力意見を出しやすいという、このテーマだとちょっとよく分からないからと、参加された方がせっかくの機会に発言を逃してしまうことがないような形で、気楽に参加していただいて、いろいろな御意見とかお考えを聞かせていただいて、そのやり取りをして議会としてはまたそれを基に各議員が考えていくということにつなげられればということなので、今の委員長の説明の方向でいいのではないかなと考えました。うちのほうはテーマは決めずにとということでしたけれども、一定程度やはりないと、また逆に参加しにくいというのものもあるかもしれないので、その辺考えていければということ。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

松永委員。

○松永靖恵委員 委員長、それから今菅原委員がおっしゃったように、テーマでも例えばなかなか意見が言いづらいとか、例えばテーマに沿って意見交換した後に、あと残り時間は例えばフリートークという形でも、それはもうファシリテーターにお任せするという形もありなのかなと思っております。

議会報告会をするに当たりまして、やはり人数がいつもちょっと少なめですけれども、委員長がおっしゃるように17人以上、議員が今17名おりますので、議員が1人1人お誘いすると17人は集まるので、そのような方向で開催できればと思っております。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、整理しますと、テーマについては、先ほど松永委員から提案がありました各行政視察についてということで、もう少し市民の方に広い形で周知できるように、分かりやすいとか絞り込まないで大きなテーマ2つ、文教と総務でテーマを設けたいと思いますが、そのテーマについてはこちらに一任いただければ、先ほど松永委員から提案があったところについて、その大きいテーマという表現にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、グループ割としては、一応17人以上で3グループというところを想定して、意見交換会のグループ割は、3グループの1グループ、2グループ、3グループというところで総務と文教が混合でグループを担当するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

ほかに開催要領（案）について御意見、御提案などありましたらお願いをいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 前回もちよつと提案したかと思うんですけれども、ポスターを内山委員にお願いする際に、その意見交換会の今おっしゃっていた、例えば防災とかまちづくりとか市民が行ってみたいと思うような、引き寄せるような、きっかけになるような言葉も、意見交換会でこんなふうに意見交換しましょうというような、行ってみたいと思えるような方向でぜひ内容を入れていただければと思います。

○吉田武司委員長 ポスターについては、分かりました。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 あと、11月9日は市民まつりの始まりの日なんですけれども、そこで市民広場とか庁舎内で何か催しがあったり何かそういうのはあるのか。そして、そこにやはり今回またこういう議会報告会をやりますよと、ちゃんとしたそういう団体がやるところに対しては許可というか、やりますからという報告はしておかなければいけないのかなと思うんですけれども、事務局、その辺はどうでしょうか。

○鎌田泰春副委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 11月9日は、市民まつりの初日ということで、文化団体連合会のほうでサンアゼリアを使って舞台発表がございます。そのほかについては、特段大きな催物とかそういうものがあるとは聞いておりません。

○吉田武司委員 今、初日の日にはサンアゼリアのほうで発表会があるということで、そこには、議会報告会を開催しますという通知というかお知らせはしていただきたいと思いますけれども、ほかにまた展示ホールで何か展示物があったりそういうのが入ってきたら、その都度そういう団体には議会報告会を11月9日、10時から12時まで開催しますという周知はしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 例年だと菊が議会棟の入り口へ、あと展示ホールでも展示が始まるというか、あとサンアゼリア大ホール、小ホールで文化団体連合会関係の催物があるので、前回の報告会のときも市民活動推進課のほうを通じて話をするということで、各団体となるとまたそれぞれ

となるとなかなか難しい点もあるので、委員長の指摘のとおり、市民活動推進課なり所管を通じて市民まつりの団体のほうへ通じるように、こうすることで9日やりますということで話をするという形で、さっき言われた事務局を通じて、さらに何か必要なことがあれば、また調整していただくということでもいいのではないかなと。今のお話で進めていただければと思うので、お願いいたします。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきたいと思いますが、今、議会棟の下の入り口のところで菊花展があるというところで確認なんですが、今回は当日そういう文化団体連合会があるんですけれども、当日呼び込みとかお知らせはしないという方向でよろしいんですね。

休憩します。（午前10時57分 休憩）

再開します。（午前10時59分 再開）

それでは、当日の議会報告会の周知についてなんですけれども、今回はチラシ配付はしないこととし、プラカードを二、三枚作って、それで議会報告会がありますというような周知をしていきたいと思います。そして、周知については市民活動推進課と協議をして、制限がある場合はできないということになりますけれども、その辺は市民活動推進課と相談して協議して進めていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

そのほか開催要領について御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、開催要領の確認は以上です。

本日の結果を踏まえて、事務局は要領を修正し、次回の議会運営委員会で配付願います。

最後に、テーマについてなんですけれども、各常任委員長と視察のところの意見も踏まえてテーマを常任委員長と協議させていただいて、またそこで決定したことを皆さんに御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議会報告会については以上となります。

次に、6月4日の議会運営委員会で、私からお話ししました3月定例会の会議録の件についてです。

現在、署名議員の署名を欠いている状態ですが、事務局から見解を報告願います。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 会議録の署名の件につきまして確認しましたところ、何らかの事情により署名議員が署名しなかった場合でも、会議の事実はあるので、会議録としては効力があるとされており、署名が欠けているので、欠陥のある会議録とは言えますが、会議録の作成権者である議長の署名をいただいておりますので、配付及びホームページで公開していることに問題

はございません。

○吉田武司委員長 次に、私から質問した件について、議長から回答があります。

安保議長。

○安保友博議長 この点、署名をした前議長に確認を取りましたので、その内容についてお伝えしたいと思います。

まず、議場を退席した議員について、会議録上、欠席議員と記載されていることについてですが、午前9時30分の時点では出席議員18名、欠席議員ゼロ名と表記されています。会議を再開した時点では、議場に出席していなかった議員について、会議録上、欠席議員何名と表記せざるを得ません。実際は、本会議の休憩中に議会運営委員会や全員協議会などを行っていますので、ホームページでの報告や議会運営委員会、全員協議会の記録などと併せて確認いただければ、議場を退席された議員も出席に向けて前向きに議論を重ねていたことが御理解いただけると思います。

次に、市長の発言が削除されている部分があるとの御指摘についてですが、この部分については、音声としてきちんと認識されておらず、文字起こしもされておりませんでした。議長が会議録を精査して削除したものではありませんとのことでした。

委員の皆様の御意見等ありましたら、お出しいただければと思います。

○吉田武司委員長 ただいまの回答について質問等がありましたらお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 内容につきまして理解したんですけれども、音声としてきちんと認識されておらず、文字起こしもされておりませんでしたというところなんです。通常であれば、例えばそういった場合、議員とかに確認してどういう内容を話したのかというところを確認した上で議事録に載せるべきかというふうに思いますが、そういった形は取ることはできるのか確認させていただければと思います。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今、鎌田委員のほうから御質問のありました確認はできるのかということで、確認はできないことはないと思います。その後、確認してどのような過程を踏んでいくかというのは、またそこでちょっと検討させていただかなくてはいけないと思います。

○吉田武司委員長 ただいま鎌田委員から、市長の発言が音声としてきちんと認識されておらずというところで文字起こしができなかったのも、その音声を確認したいという申出がありました。今、事務局長から確認は可能だということなんですけれども、ここで皆さんでその音声を確認するということはいかがでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 今確認ができるということでしたので、この場で皆さんで確認して、もうこの話はどこかで終わらせないといけないと思いますので、お願いいたします。

○吉田武司委員長 御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

御意見がなければ、ここで暫時休憩して、その音声を皆さんで確認できればというふうに思いますが、いかがですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、休憩をして音声の確認をしたいと思います。

休憩します。（午前11時17分 休憩）

再開します。（午前11時35分 再開）

今、皆さんで音声を確認したところでございます。

皆さん、御意見ありますでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 音声もですけれども、基本的には議事運営なので、議長がどう判断するかということだと思いますので、私としてはそう考えます。

○吉田武司委員長 今、菅原委員のほうから、議場の議事運営ということで、議長のお考えということなので、安保議長、よろしいでしょうか、お考えを。

〔何事か言う声あり〕

分かりました。

それでは、各委員、会派から、今音声聞いたことについて確認をさせていただきたいと思っています。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 最初の事務局のパソコンではほぼ聞こえなかったんですが、別のパソコンで聞いたときは明らかに聞き取ることができました。ちょっと判断が難しいところかなというのも思いますので、菅原委員が言われたように、議長の判断ということでいいかと思いました。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどお聞きしたところ、音声はしっかりと聞こえました。もしそれを文字起こすのであれば、正確に確認しながら聞いたほうが、残したほうがいいと思いますし、その判断は議長に委ねたいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議事運営なので議長にということで、会議録そのものはもう調製されて報告されてきちんと出されていますので、その辺も含めて慎重に検討して扱いを決めていただきたいということと、今回の場合は本当に聞こえるかどうかということなわけで、もし今回のを残す、残さないということであるならば、何事か言う者ありということは、ある程度記録を取る上で判断できるという状態もあるわけなので、そういったことも含めて検討した上で対応していただきたい。何事か言う者ありとか、何事か言う発言ありとかというのは会議録にあるわけですので、その辺も含めてどうするのか、きちんとというか検討を加えた上で対応をされるよう

にしたほうがいいのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私、今聞かせていただいて、正確な言葉かどうか改めて確認が必要ですがけれども、吉田さんもばかばかしいなというような音声で聞き取れたというところになりました。ほかの方がどう聞こえたかも併せて確認できればありがたいと思っております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 私も音声を確認させていただいて、はっきり音声が残っていたなというところで認識をさせていただきました。この件については、議長の判断で対処していただければと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、皆さんの意見で、音声は確認されたということで、あとは議長の議事運営、判断というところで、議長の判断で修正等をしていただければということと、また要望の中で、今話がありましたけれども、今後についてもどのような対応をしていくのかというところも今後の課題になるかと思うんですけれども、取りあえず今回のことについて、議長の判断を仰ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 議事運営なので議長のほうにということで、その前にも前段にもお話し申し上げましたけれども、聞き取りにくかったというのが正直なところです。音声ですので、聞くほうの判断というのものもあるのかなと思いますが、いずれにしろ、この発言だけではなくて、何事か発言する者ありという会議録もたしか6月定例会でも載っていると思います。そういったこともありますので、どういうふうに対応されていくのか、そういったことも含めて検討された上で対応していただきたいということで先ほど申し上げましたので、改めて申し上げます。

○吉田武司委員長 今、菅原委員からお話がありましたけれども、議事録には何者か発言ありとかという表記もありますけれども、あと会議録については、議員に対しては議長の精査により修正できるようなことになっているかと思っています。ただ、執行部については、そういう訂正とか修正というのはこちらではできないというふうに私は認識をしているところでありますので、今回皆さんの意見から議長に委ねるところでありますので、議長の判断をお願いできればと思いますけれども、皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、議長の判断で修正なりというところを判断していただければと思います。

では、皆さん、今の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議長、その辺でまた協議して、その判断でよろしくお願いいたします。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 今の音声の件については分かりました。

ほかの部分についてちょっと伺いたいんですけども、よろしいでしょうか。

先ほど課長のほうから御説明いただきました署名議員が欠けているという部分についてですが、確認をされたということでお話がありましたが、どこに確認をされているのかを伺いたいのが1点、それと、会議録上は欠席議員何名と表記せざるを得ないんだという御説明があったかと思うんですが、この根拠についても御説明を願いたいと思います。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 ただいまの御質問でございますが、会議録が有効かどうかというのは、全国議長会やこちらの事務局で所管しているもの等で確認はさせていただいております。

また、会議録の出席議員、欠席議員につきましては、会議規則の第85条の第3号、こちらにおいて会議録の記載事項として書いてあるのが、出席及び欠席議員の氏名となっておりますので、今回の会議の皆さんにおかれましては、会議には当時出席されていなかったということで欠席という文言で記させていただいているところでございます。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 出席、欠席の定義についてもお願いします。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 本会議場にいたかいなかったかというふうに認識しております。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 認識されているというところでしたけれども、その根拠になるところというのはお示しいただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 出席、その本会議場にいたら出席、いなかったら欠席というのは、そこに出席という言葉の根拠とかそういうことになりますと、ちょっとそこまでは詳しくは分かりかねますが、実際その本会議場にいたら出席、いなかったら欠席という、そういう文言の取扱いをこの第85条の中でしておりますので、その2つの文言を使わせていただいたということでございます。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 いたら出席で、いなかったら欠席であれば欠席ということになるのかもしれませんが、実際の欠席という意味とはちょっと違うと思うんですね。であるのであれば、この欠席議員と判断したのは、ここを基にこう書いてあるからこういう判断だったんだということも示していただかないと、実際とはちょっと違うことが示された会議録になるのではないかなということも考えられるかと思います。そういう点、注釈をつけるとかそういったことというのはすることはできないんでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○**亀井議会事務局長** 繰り返しになりますけれども、この会議規則第85条の会議録の記載事項には、やはり出席及び欠席議員の氏名とあることから、その2つの文言でしかちょっと表現ができないのかなとは考えています。

○**吉田武司委員長** 小嶋副議長。

○**小嶋智子副議長** そういたしますと、欠席届も出ていませんし、出さないといけない、出してくださいというようなお話も議長のほうからもございますでした。そういった状況の中で、欠席とこういうふうに判断するのと、実際に届けも出ていないような状況であって、本当の普通に何らかの理由で欠席をされているのとは全く違っている状況であります、それは一緒くたに欠席ということにしかできないということになるんでしょうか。ちょっと事実とは変わってくるんですが、それでいいということによろしいんでしょうか。

○**吉田武司委員長** 亀井議会事務局長。

○**亀井議会事務局長** 今の御質問ですけれども、欠席の欠席届とかそういう最終的な判断は前議長のほうでされたことで、ちょっと事務局のほうからこれ以上お答えすることは難しいのかなとは考えております。

○**吉田武司委員長** 小嶋副議長。

○**小嶋智子副議長** そういたしますと、この点については何らかの確認が必要だというふうに私は考えますので、このままでいいとはちょっと判断できないかなと思います。

○**鎌田泰春副委員長** 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○**吉田武司委員** ちょっと事務局にお尋ねしますけれども、今の件なんですけれども、欠席扱いということで、本会議場で採決のときに退席した人は棄権というふうな表記になりますよね。そして、審議中のときにその議員に対する審議のときには、議員がそこから出たときというのも棄権というかどうかという表記になるんでしょうか。ちょっとそのところだけ確認したいんですが。

○**鎌田泰春副委員長** 亀井議会事務局長。

○**亀井議会事務局長** それは、採決のときに退席するということですから、会議録上はその退席とかそういうものは何も載ってこないことになります。

○**吉田武司委員長** 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見ございますでしょうか。

この出欠、欠席のことについて、皆さんから御意見いただければと思います。

休憩します。（午前11時52分 休憩）

再開します。（午前11時53分 再開）

今、小嶋議員から御発言がありました。小嶋議員については、オブザーバーということでございます。委員の皆様からはそういうような御指摘がなかったということで、会議録の出席また欠席の表記については議長の判断に委ねたいと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないということでそのようにしたいと思いますので、議長におかれましては、今の発言を踏まえて判断をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 扱いをするときに考慮していただきたいのが、先ほど棄権をする場合、離席をする事例があるということで、その扱いについてどうなんだというようなこともあったので、もしその辺を明確にするとするならば、採決において1人1人点呼して採決を確認していくということも、場合によっては今後必要になってくるのではないかと思いますので、そういったことも含めて検討を加えてください。

○吉田武司委員長 今、菅原委員から発言がありましたことについては、また議会改革等で話を進めていければと思います。その場を出していただいて、今後そのような改革の中で変更なり決めていければと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認させていただきたいと思います。

休憩します。（午前11時55分 休憩）

再開します。（午前11時59分 再開）

今後の議会運営委員会の日程を確認します。

8月29日、木曜日、本会議終了後、全員協議会、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）について、議会の議決を経ずに行った財産の取得について、L o G oチャットの導入について。9月25日、水曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、議会運営委員会、議会改革についてです。10月7日、月曜日、9時30分から、議会だより編集事前打合せ2回目、議会運営委員会、議会改革、議会報告会について。10月11日、金曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会だよりの編集、作成について。10月23日、水曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革。11月7日、木曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革。11月18日、月曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革。11月26日、火曜日、9時30分から、議会運営委員会、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について。12月19日、木曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、議会運営委員会、議会改革。12月23日、月曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革。

以上となります。出席くださいますようよろしくお願いをいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

安保議長。

○安保友博議長 1点、皆様に御報告です。

今般、市議会棟の議員控室の運用に関する要望というものが、日本共産党和光市委員長、熊谷二郎、日本共産党和光市議会議員、吉田活世の連名で議長宛てに提出をされました。この要望書につきましては、全議員にメールで配信をし、共有したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

私の先ほどの日程の説明の中で、12月19日、本会議終了後というふうに発言しましたが、12月19日、木曜日、本会議終了後については、まだ本会議というところが決定されていませんので、12月19日のところは議会運営委員会、議会改革の予定とさせていただきます。訂正をお願いいたします。

松永委員。

○松永靖恵委員 今、議長のほうから報告があった件ですけれども、議長のところにそういう意見が出たことに関しては、どのように対応される予定かお聞きしても大丈夫でしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 内容についてまだ共有がなされておきませんので、内容については後で確認していただきたいんですけれども、現時点での私の見解だけ述べさせていただきたいと思います。

要望が2つ出ておきまして、まず1つ目が、議員控室に所属党派名や所属政治団体名を表記することということに対して、まずこれに対しては、議員控室の表札の表記は、従来会派名の表記であり、党派または政治団体名の表記ではないことから、この件については、議論の余地があるとすれば、今後の議員間の協議に委ねられるものと考えております。

それから、各議員個々に議員控室が割り当てられるよう努めることというのが2つ目の要望ですけれども、これについては、現状の物理的な制約の中でどのような要望をしていくかというのは不明ではありますが、今あるものをどう使っていくかということを考えることが現実的であると考えております。今現在も、本来であれば、PCルームとして全議員に解放されるべき部屋が1人の議員の占有となっていることから、引き続き正常化を目指していきたいと考えておりますので、それで私の見解とさせていただきます。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 0時06分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司